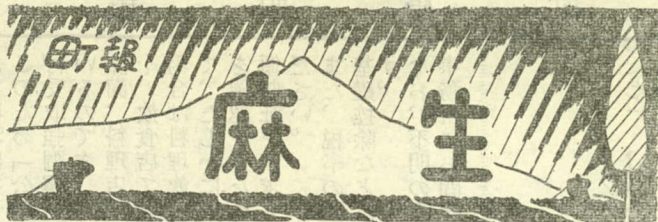


11月末日人口

	男	女	計	世帯数
麻生地区	2,736人	2,931人	5,667人	1,216
太田地区	1,067	1,113	2,180	400
大和地区	2,449	2,628	5,077	935
行方地区	1,232	1,340	2,572	501
小高地区	1,747	1,805	3,552	676
計	9,231	9,817	19,048	3,728



麻生町役場 麻生町42 麻生町役場 麻生町役場 麻生町役場

- 1日 太陽暦の実施(明治6) 明治5、12、2までは太陰暦を採用していた。
- 8日 小学校児童の年令を規定(1875、明8) 満6歳から14歳まで
- 11日 静岡県所管の伊豆七島を東京府へ移管(1878、明11)
- 19日 李ラインの設定宣言(1952、昭27) 国際法上の領海3マイルを無視して、日本漁船が操業するのをはばんだ。
- 24日 カリフォルニアで金鉱発見(1848) このためゴールドラッシュははじまる。
- 27日 日の丸を国旗と決定(1870、明3)
- 29日 南極観測船、上陸に成功(1957 昭32) 隊長以下34名が参加し、「昭和基地」と命名して国旗をたてた。

統合中の敷地

一部買収をきめる

西浦地区の統合中学校の建設敷地位置については、前号でお知らせしましたとおりです。この敷地内で、次の方々の所有している山林、原野、畑など二町七反四歩を買収することになりました。

大里重助さん	三・四〇二反
永作一さん	一・九〇六反
高崎竜雄さん	一・四〇五反
仲野悦夫さん	三・〇二一反
八品忠さん	三・〇一一反
大里与兵衛さん	七・八二九反
計	二七・〇〇四反

国旗を

揚げよう

東京オリンピックの各競技場を思う時、いつ、こんどこそは、日の丸があがるだろうと首を長くしていたことを思い浮かべます。

私は「公明選挙友の会」に入会しました

入会しました

(防火標語)

入会者氏名を申込み順に掲載しました。 数称略

内山実 大久保彦左衛門 高寺正雄 根本義和 根本八重 宮崎トヨ 堀井敏子 長谷川貞子 箭内やす 石神まさ小貫浪子 門井さだ 大崎千代子 大川しい 山崎みよ東山とき江 新橋のぶ 堀越さだ 丸木光江 高須兵次 稲川良徳 宮本正

麻生中、斉藤利雄先生から「火災多発の時期」を心配され次の標語を町報に掲載方申出がありました。

「残り火はみんな寝たころ 眼をさます」

「火の用心 壁にはより 胸にはれ」

鹿島特工地区とは

鹿島特工地区とは、正式には鹿島地区工業整備特別地域といえます。

この根拠の法律は、工業整備特別地域整備促進法(昭39、7、3交付)法律第一四六号によるものです。

この法の目的は、国土総合開発法により過大都市化をふせぎ、人口過密地域を地方分散化することにあるのです。

そのため、新産都市と工地域をつくり開発の促進をしようとするものです。

①工業の立地条件がすぐれて

②国土の均衡ある開発発展などにより、鹿島地区(鹿行二郡の全町村)が38、7、に指定されました。

同時に指定されたのは、東駿河湾地区、東三河地区、

工業、潮来地区を鹿島地区のベクトルタウンとして観光、住宅地、文教、商業都市に、鉾田地区を内陸工業及び教育行政の地区としています。

ただ今では、各町村の構想をまとめ中であります。

21月20日確定する

基本選挙人名簿

本年9月15日現在で調製した基本選挙人名簿は、12月20日確定になります。

登録人員は次のとおりです。

投票区	男	女	計
麻生 1	448	503	951
〃 2	578	652	1,230
〃 3	520	607	1,127
〃 4	101	105	206
太田 1	369	423	792
〃 2	216	233	449
大和 1	457	504	961
〃 2	419	473	892
〃 3	313	353	666
〃 4	225	247	472
行方 1	436	515	951
〃 2	260	353	613
小高 1	483	533	1,016
〃 2	398	438	836
〃 3	167	184	351
計	5,390	6,123	11,513

無火災を続行しよう

本年一月五日、宇崎で出火以来、本町では全然火災がありません。

これも皆さんの注意による所でしょう。

十一月二十六日には秋季点検を実施しました。万が一の出火に際して消防機能に故障があつてはなりません。

いつ火事があつても出動できる態勢ですが、出火させないことが大切です。

火事になつてしまつては手のほどこしうもなくなつてしまいます。

出火をなくし無火災を今後とも長く続けましょう。

今月の税

町民税 3期 国保税 5期

年末年始の御用はおはやめに

役場は、12月28日御用納め、29、30、31と元旦、2、3日と六日間は休みにいたします。戸籍、住民、税務関係などのいろいろな御用は12月26日以前にすませてください。

車と一緒に帰ろう

飲酒運転追放あいことば

交通事故は年々増加し、大事故をひきおこし、複雑化しています。

とくに飲酒運転は、きわめて危険度がたかく、重大事故の原因になっています。

「酒の上だから」などと、社会の風潮は飲酒運転に寛大です。そのため幾多の悲惨な事故をおこし、とうとう犠牲者を出しています。

このような現状ですから、広く県民皆さんの理解と協力を求め、この悪風を一掃して、交通事故から守りましょう。

私達は、幾多の交通事故により負傷した人、またお気の毒に死亡した人々を、身近かに知っています。

その中で、酒を飲んで運転し事故を起こした人を知っています。思い出すたびごとに、ぞつとします。あの時、酒を飲んでいなかったら、けがもなく、死ぬようなこともなかったであらうでしょう。

どうぞ次の「あいことば」を胸にぎざんで運転して下さい。

酒ののんだら運転するな

運転するなら酒飲むな

車と一緒に帰ろう

飲まずに帰ろう

バイクに乗るとき ヘルメット

この運動は、12月1日から2月28日まで実施します。

推進運動としては、①酒類提出業者の運転者に対する酒類不供給の申し合せ ②「飲酒運転追放協力店」の設定 ③雇用者、運転者に対する指導 ④一般家庭に対する啓もう バイクを運転する場合はヘルメットの着用を励行すること。

千円札で富士の高さの五二倍 郵便貯金二兆円を突破

郵便貯金は、夢の超特急、高速道路、ダム、学校、病院、住宅などに、町や村を住みよく美しくすることに役立つています。

こんど、この貯金が二兆円を突破したそうです。これを千円札で積み重ねると、富士山の高さの五二倍にもなるそうです。

この機会に、なお一層、貯蓄の目標を高い所において、郵便特別増強運動を展開中だそうです。

☆12月のこよみと行事☆

- 2日 歳末助け合い打合(7日まで)
- 8日 漁業役員会
- 4日 世界人権宣言記念日
- 5日 町議会
- 7日 農業委員会
- 8日 太平洋戦争ばつ発記念日
- 9日 区長役員会議
- 10日 大和公民館入札
- 16日 月例出納検査(17日まで)
- 19日 消防役員会 歳末助合募金配分会
- 21日 選挙管理委員会
- 22日 冬至
- 23日 皇太子誕生日
- 25日 農業委員会
- 28日 御用納め

公給領収証を 受けとろう

県では「公給領収証完全交付受取強調運動」を実施中ですが、公給領収証制度によって運営されていることは、ご存知のとおりです。

この運動が適正に行なわれるかどうかは、ひとえにみなさんの深い協力とご理解にまななければなりません。

このため「公給領収証完全交付受取強調運動」を行なっているのです。

旅館、料理店、カフェ、バー、飲食店、宿泊、飲食した場合は料理飲食等消費税として、たしかに支払われたことを確認するために、必ず公給領収証を請求し、受取つて下さい。

また、税率の区分や免税点、基礎控除などは次のとおりです。

なお、不明の点は、麻生県税事務所にお問合せ下さい。

税金はこうして計算されます

普通旅館

宿泊の場合……1人当りの料金……1000円以下…無税
1001円以上……(総料金-800円)×10%
ただし 1泊2食以外の部分……3000円以下…10%
3001円以上…15%
飲食休憩などの場合 500円 無税

割烹旅館

宿泊の場合……1人当りの料金……1000円以下…無税
1001円以上……(総料金-800円)×10%
ただし 1泊2食以外の部分……3000円以下…10%
3001円以上…15%

料理店、バーなど

1人1回の料金 3000円以下のとき……10%
1人1回の料金 3001円以上のとき……15%

飲食店、喫茶店

1人1回の料金 500円以下のとき……無税
1人1回の料金 3000円以下のとき……10%
1人1回の料金 3001円以上のとき……15%

拠出母子年金 受給者

第19号 羽生久子(青沼)
年金額三三、六〇〇円
第20号 羽生清江(南)
年金額二八、八〇〇円

第21号 内野かね(橋門)
年金額二四、〇〇〇円
第22号 安藤すみ(於下)
年金額二八、八〇〇円
第23号 高野ミネ子(五町田)
年金額二八、八〇〇円
第24号 箕輪とく(元方)
年金額二四、〇〇〇円
第25号 茂木もと(石神)
年金額二八、八〇〇円
第26号 高橋静枝(島並)
年金額二四、〇〇〇円
第27号 愛木和子(四鹿)
年金額二四、〇〇〇円

成人式を迎える方に

満二〇才に達した成人男女の社会人としての門出を祝う成人式が、来春一月十五日に挙行されますが、女子成人者のついでに次のような申し合せをなされておりますので御協力下さるようお願いいたします。

◆申合せ事項

一、成人者は洋服(スーツ)などにしなす。

二、スーツの方はオーバーの新調を見あわせ、又帽子は遠慮しましょう。

大和公民館を移築

旧大和中学校の校舎の一部を移築改築して、大和公民館を建設することになっております。場所は、大和出張所前の食糧事務所大和出張所の建っている場所です。

精農家です。その日、教室は、平野さんの家の縁側、講士の平野さんも熱が入ります。

雑巾二〇〇枚を 寄贈 宿の老人クラブ

あちら、こちらで老人クラブの活動が活発になっております。おとしりの皆さんは余生をゆつくり、すごしていただいていることでしょうか、孫さん可愛いさでもいうので、しょうか、いくらかでも余力を社会に役立てようとしています。

箕輪昭 堀越忠雄君 自衛隊に入隊

自衛隊員の募集が毎日のように行なわれています。

本町では、十二月二日、岡の箕輪昭君、また十二月二三日には石神の堀越忠雄君が入隊しました。

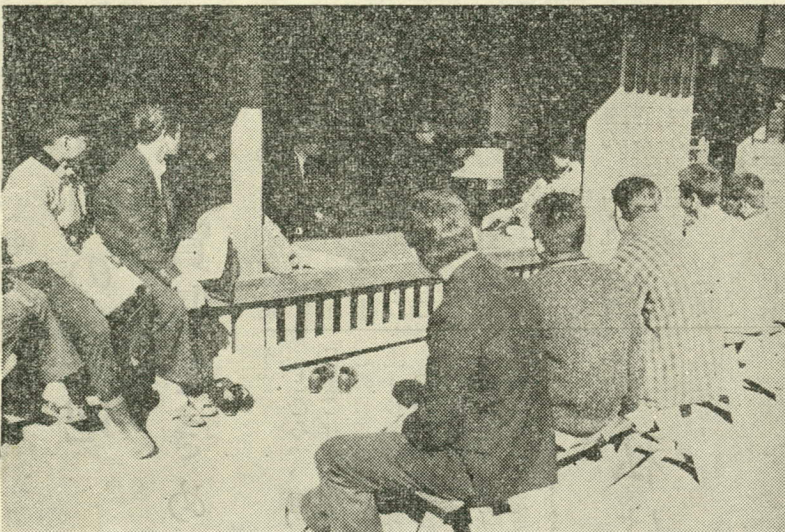
これからは、自衛隊に入隊しようとする方は、いつでも総務課内自衛隊相談係まで申出下さい。

訪問学習で先進農業を 青年学級生意欲強し

青年学級は着々成果をおさめております。ここに学ぶ学級生は、目さきの出稼ぎによる収入など全然無関心です。

私達は、先祖より受けついで農業経営により、将来の夢をそだてるのだといっています。

去年は、仲間の農家を訪問し研究しあつた。体験発表もやつた。県外視察もした。ことしは、町にある先進農



家をおとづれ、養豚多数飼育を勉強しようとする。井部落の精農家平野一さん宅を訪問した。平野さんは、常時百頭を飼育している。多数飼育する養豚家である。養豚を結びつけ、年間粗収入三三〇万円余をあげている。

精農家です。その日、教室は、平野さんの家の縁側、講士の平野さんも熱が入ります。開墾の苦心談、養豚経営のコツ、豚のふん尿の処理(桑園に施す)努力と資金の関係企業化と所得の関係など実際に体験したことを基本にしての講義なので、学級生も一生懸命です。

終りに学級生の声をきくと、ある人は、

都会がよくて、出て行く人は、出て行くのがよいでしょう。私達は私達の考えでやるつもりなんだから。

生産物を売って、まとめてお金のほいはる時の感じは、格別の楽しみである。努力の許す範囲で種豚、肥育豚、養鶏をひろげて行きたい。などと若い農家の限らない前進の声があふく。(写真は平野さん宅で)

以上の方々は、不幸にして夫と死別されましたが、保険料を納めていたので母子年金が裁定になりました。なお一名の方が現在請求中でありま

月のお金の基準(納期)まで妻の保険料が、最低一年以上納めてあるとき、または三年以上免除を受けてある場合に支給になります。

年金額は、妻の保険料納付済期間に応じて算定されますが、一年から二年までは最低一九、〇〇〇円、三年以上のときは増える。支給されま

れ、受給対象の子が満十八才(障害者である子は二十才)に達する月まで支給されます。ただし国民年金以外の公的年金等を支給される場合は、年金額の一部(三、六〇〇円)が支給停止になります。

このように国民年金の各種年金についても、保険料が納まっていることが第一要件となつております。

保険料は、すべて納期ごとに納付されるように常に心掛けてください。

小作契約書がえ 再実施

本年十二月三十一日で契約の切れる農地賃借契約について、いまだ書替えをしない方のために、農業委員会では左記日程により再実施いたします。

再実施の日程は、期限の切れる契約書を持参のうえ指定場所にお出下さい。この日程に書替えをしなかつた場合は、役場まで出頭していただくことになり、小作料は本月三十一日まで現金持参となつて居りますので必ず納入して下さい。

小作料滞納は、小作地に關する紛争の原因ともなり、入するようお知らせ致します。一、期日 十二月十八日午前九時午後四時まで

年金大会で知事 表彰

玄通第一と平須組合

国民年金法が施行されてから、今年で満五年を迎え、この制度の順調な歩みを祝福し、さらに今後の発展を期して五周年記念大会が茨城会館において盛大に開催されました。

この意義深い大会において、保険料の納付等に積極的に協力され、この事業の運営に大きな成果をもたらした次の納税組合が岩上知事より表彰状と記念品が贈られました。

玄通第一納税組合 新宮平須納税組合

私達は憲法で「何人にも平等に法の保護」を受けられます

(前号より)

申込の方法

茨城支部は、水戸市水戸地方裁判所管内茨城弁護士会内にあります。

また、法律扶助についての相談は、麻生町では、水戸地方法律局麻生支局(麻生一七番地の一)で取り扱っています。

また、法律扶助についての相談は、麻生町では、水戸地方法律局麻生支局(麻生一七番地の一)で取り扱っています。

また、法律扶助についての相談は、麻生町では、水戸地方法律局麻生支局(麻生一七番地の一)で取り扱っています。

また、法律扶助についての相談は、麻生町では、水戸地方法律局麻生支局(麻生一七番地の一)で取り扱っています。

また、法律扶助についての相談は、麻生町では、水戸地方法律局麻生支局(麻生一七番地の一)で取り扱っています。

また、法律扶助についての相談は、麻生町では、水戸地方法律局麻生支局(麻生一七番地の一)で取り扱っています。

また、法律扶助についての相談は、麻生町では、水戸地方法律局麻生支局(麻生一七番地の一)で取り扱っています。